

笑顔のためにできることのすべてを

かなナビの丘だより

第 24 号 (2020 年 5 月 1 日発行)

特定非営利活動法人 NPO かなナビの丘

新型コロナウイルス感染症大流行

世界保健機関 (WHO) が 2020 年 1 月 8 日に初めて新型コロナウイルスを認定してから 4 ヶ月ほどが経過しました。初めは中国国内、特に武漢市の問題でしたが、あっという間に全世界に拡大しました。日本においても、4 月 8 日に緊急事態宣言が発令され生活が一変しました。

当法人においても 3 月に予定していたセミナーを中止したり、被後見人等への面会訪問を控えたりと対応に追われました。5 月 1 日時点 (緊急事態宣言発効中) の対応については次頁に記載しています。

報道でも取り上げられています。在宅時間が長くなっていること、ストレスが過度になっていること等により DV や虐待の件数が増加しているようです。特に女性や子ども、高齢者といった弱者の被害が深刻になっています。[1]

[2] 現時点では把握できていませんが、支援施設やグループホームなど福祉関連でも同様の虐待が発生する危険性があります。施設職員にかかるストレスをどのように軽減していくかが課題となります。

また、外出支援や日中活動などが中止になって、利用者本人が通常とは違う生活を送ることで、過度なストレスがかかっているか心配になります。当法人では、感染リスクを避けるため面会は中止していますが、利用者の健康状態などの把握に努めています。

収束が見えない状態の中で恐怖と闘いながら生活を送ること自体大きなストレスですが、再び利用者や関係者のみなさんと以前と同じ笑顔あふれる生活に戻れることを楽しみにして、今できる活動を継続してまいります。

総会開催について

総会は会員のみなさまの声を直接聞ける場であり、交流の場でもあります。また、NPO 法人として総会は必ず開催しなければいけません。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会員のみなさまにお集まりいただく形での総会は開催を見送ることにしました。

今年度は「みなし社員総会決議」という、文書による形で行います。これは議案に対して正会員が意思を表すことで総会決議を行ったものとみなすものです。

新型コロナウイルス感染症の終息状況をみながらの判断にはなりますが、今秋以降に NPO 法人化 15 周年記念を兼ねて臨時総会の開催を予定しています。

■議案（案）

- 2019 年度事業報告、決算
- 2020 年度事業計画、予算
- 役員（理事・監事）の改選 等

2019 年度事業報告

成年後見事業 新しく 13 人の後見人等を受任しました。その一方で、9 人の方がお亡くなりになり、年度末時点の受任者は 104 人となっています。

自立支援事業 契約者数は 48 人です。地域包括支援センターや行政からの相談が増え（これまで施設や病院が主でしたが）、在宅者の割合が高くなり、居住地の分散でサービスの負担が大きくなってきています。

第三者評価事業 これまで第三者評価を多数実施してきた府社協が撤退した影響もあり、評価実施件数は、例年の 3 倍もの数に上りました。

人権啓発事業 日本財団の助成事業が最終年度となりました。この 3 年間で「財産管理事業モデルの構築と普及」を目指して活動を行いました。また、ゆうちょ財団の助成を受け、家族向けに「お金にかかわる制度」のセミナーを開催しました。

■お知らせ■

毎年 5 月に堺市南区にある西原公園で開催されている「みどりのつどい」は中止となりました。当法人も貴重な情報発信・交流の場として、啓発ブースのほかバザーも出展してきました。残念ですが、夏以降のイベントに期待しています。

■お知らせ■

昨年度まで日本財団の助成を受けて普及・啓発活動を行ってきた「財産管理事業モデル」は、今年度 WAM（福祉医療機構）の助成を受けて活動を行うことになりました。財産管理サービスの社会資源化に向けて活動を継続していきます。

当法人の新型コロナウイルス対策

(2020年5月1日時点・緊急事態宣言発効中)

- ・理事会評議員会、情報共有会議等の延期
- ・面会訪問の中止（健康状態や生活の様子に関する聴取・情報提供の依頼）
- ・緊急性のないカンファレンス等への参加見合わせ
- ・金融機関での作業（入・出金や通帳記入等）の分散
- ・留守番電話対応（職員の出勤日数を削減しているため）

※ピークを越えても、当分の間は活動の一部を自粛せざるを得ないと考えています。

※職員の勤務体制も大幅に変更しています。

利用者、関係者のみなさまにはご迷惑をおかけしていますが、ご理解のほどよろしくお願
いいたします。

相談室 Q&A 「成年後見制度と家族信託」

Q. 「家族信託を使うと成年後見はいらない」と聞きましたが本当ですか？

A. 家族信託は、財産の安全で有効な活用と同時に自らの思いを託することができる制度として注目されています。

たとえば、自分が判断能力が劣ったり亡くなった後に、子どもの面倒を見てほしいと一定の財産を A さんに託して細かな条件を定めた契約を交わします。また、もし A さんが亡くなった場合には B さんに引き継いでもらうというように、遺言書ではできない二世代にわたって決めておける利点もあるのです。

また、介護など具体的な支援等を契約し信託することもできますし、特別にお世話になった人や施設などへの寄付も可能です。成年後見ありき、家族信託ありきで考えるのではなく、まずは自分や子どもにとってどういうあり方が望ましいのかを考えることが大切です。成年後見のみの活用でも良いかもしれません。両方を併せて用いるほうがよりいい場合もあると思います。[1]

[2] たとえば、賃貸マンションを相続しても、成年後見制度では積極的な運用を行うことは難しいので家族信託で補うようにします。また、自らの状況によって任意後見制度と家族信託の併用という選択もあります。

費用の面だけからいうと、家族信託は初期費用（信託の設定費用）が高くなりますが、その後はあまり費用の発生はありません。一方、成年後見では初期費用（申立費用）は低く抑えられますが、後見人報酬という、被後見人本人の継続的な負担が生じます。それは、後見人には財産管理だけでなく身上監護の責任が課せられているためです。

ご本人の状態やご家族の状況、財産の多少や中身等々、様々な条件・環境を勘案して相応しい選択をしてください。弁護士や信託銀行等も相談に対応してくれます。また、当法人でも、勉強会の開催を考えています。

成年後見制度や財産管理等権利擁護に関するご質問やお悩みがありましたらお気軽にご相談ください。
なお、いただきましたご質問等は個人情報等に配慮した上で本誌に掲載する場合がございます。

大泉緑地（おおいずみりょくち）



大泉緑地は服部・鶴見・久宝寺とともに大阪四大緑地の1つに数えられる堺市北区にある大阪府営の森林公園です。園内には約200種32万本もの樹木が植えられ、年間約250万人の来園者が訪れる人気スポットです。

園内には野球場1面、テニスコート14面のほか、モトクロスのコースもあり様々なスポーツが楽しめます。大きな滑り台がある児童遊戯場も2つあります。また、園内には気軽にバーベキューが楽しめる「Good BBQ」があり、青空の下自然を思う存分楽しむようになっています（施設利用は有料です）。



■ アクセス

最寄り駅の御堂筋線新金岡駅より東へ1km
700台以上の大型駐車場完備

賛助会員を募集しています

権利擁護活動を資金的に援助していただける方を募集しています
3,000円/口より

ゆうちょ銀行 00920-4-251151 特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

ご寄付のお願い

成年後見制度や財産管理の普及啓発に活用のご寄付をお願いしています。

切手・印紙を販売しています

切手や収入印紙を取り扱っています。売上の一部が販売手数料となります。この全額を権利擁護活動に活用しています。

《編集後記》

4月より理事長の白土が法人事務所に詰めるようになりました。主として第三者評価事業と成年後見事業を主に担当する予定ですが、現在は新型コロナウイルス対策の活動に追われています。

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘
発行者：白土 隆司 / 編集者：北中 大輔

〒591-8032
大阪府堺市北区百舌鳥梅町 1-18-1
TEL.072-255-6336 FAX.072-205-5050
E-mail info@kannabi.jp
U R L http://kannabi.jp

笑顔のためにできることのすべてを

